

は「特定介護サービス」と、「第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の六第一項の項中「指定介護福祉施設サービスを受けている」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」を受けている地域密着型介護老人福祉施設又は」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の七の項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」の八第一項の項中「指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の八第二項の項中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」とする。

特定介護サービス」と、「第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定介護老人福祉施設」又は「指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の六第一項の項中「指定介護福祉施設サービスを受けている地域密着型介護老人福祉施設又は」、「指定介護老人福祉施設」又は「指定介護福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護福祉施設」又は「地域密着型介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の七の項中「指定介護福祉施設サービスを受けている地域密着型介護老人福祉施設又は」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護福祉施設」と、同表第八十三条の八第一項の項中「指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設サービス」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設サービス又は指定介護福祉施設サービス」とする。

○ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（入退所）

第十四条（略）

2（略）

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退所）

第十四条（略）

2（略）

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十三項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第二十条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第二十条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二十条に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三條に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(生活相談員の責務)

第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

2 (略)

(生活相談員の責務)

第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

2 (略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改<br>正<br>案                                 | 現<br>行                                      |
|---|---|
| （介護保険指導室）                                   | （介護保険指導室）                                   |
| 第六十六条（略）                                    | 第六十六条（略）                                    |
| 2（略）  | 2（略）  |
| 一〇六（略）                                      | 一〇六（略）                                      |
| 七 介護保険法第二百二十二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する」と。 | 七 介護保険法第二百二十二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する」と。 |
| 3～6（略）                                      | 3～6（略）                                      |
| （福祉指導課の所掌事務）                                | （福祉指導課の所掌事務）                                |
| 第七百十条の五（略）                                  | 第七百十条の五（略）                                  |
| 一〇八（略）                                      | 一〇八（略）                                      |
| 九 介護保険法第二百二十二条の三第一項の規定による緊急時における事務執行に関する」と。 | 九 介護保険法第二百二十二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する」と。 |